

第793回

宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成29年10月5日（木曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 第三会議室

3. 出席者（16名）

1 番 田村 磨利	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番 小川 節美
7 番 澤田 誠規	8 番 今津 久雄	9 番 小島 久司
10 番 寺田 巧	11 番 羽賀 大透	

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	4 番 西山 讓
5 番 細川 秀信	6 番 山本 大	7 番 浦田 久永

4. 欠席者（1名）

3 番 川島 照久

5. 事務局等出席者

事務局長 山岡 敏樹 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司
宿毛市産業振興課農林振興係長 舛谷 心悟

6. 付議案件

議案第1号 農地法第3条許可申請審査について
議案第2号 農地法第5条許可申請審査について
議案第3号 宿毛市農用地利用集積について
議案第4号 農用地利用配分計画案の意見聴取について（諮問）

○議長 これより第793回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。
本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、8番今津久雄委員、10番寺田 巧委員にお願いします。
なお、3番川島照久委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告いたします。

○議長 これより議事に入ります。

○議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。
4番 山本委員退室してください。

(山本欣史委員退室)

○事務局員 議案第1号農地法第3条許可申請審査について説明いたします。
番号8番です。場所は2ページに位置図をつけております。大字二ノ宮、主要地方道宿毛津島線沿い北側に広がる農地の内の1筆になります。
売買で、取得後はからしを作るとの計画が出されております。
本申請は双方から委任を受けた山本行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

○議長 続きまして受付番号8番について、二ノ宮地区担当の濱田委員お願いします。

○濱田委員 【議案書をもとに8番朗読】
29日に現地を確認しておりまして、今言ったような狭い土地ではありませんが、ここに耕作するという事でありまして、譲受人本人には確認をしまして、また、譲渡人の●●さんには、確認をしまして間違いはないとの事で審議よろしく願いいたします。

○議長 事務局と委員より説明がありましたがご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○松本委員 ちなみにどの位の値段かね。

- 事務局員 申請時には協議中とのことで未定であり、把握していません。
- 松本委員 分かりました。
- 議 長 ほかに意見はございませんか。
- (「なし」との声あり)
- 議 長 これより採決に入ります。議案第1号「農地法第3条許可申請審査の8番について」事務局と委員から報告があり、審議の結果、問題ないということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしということですので、「議案第1号受付番号8番」は、許可することに決しました。
- 4番 山本欣史委員の入室を許可します。
- (山本欣史委員入室)
- 細川委員 先程の売買価格の件については。
- 事務局員 資料を確認した結果、5万円となっております。
- 小島代理 登記の費用はどのようになりますか。
- 山本委員 登記代はこちら持ちで12~13万くらいです。
- 小島代理 分かりました。
- 議 長 続きまして、受付番号9番について、事務局と委員より議案の説明をお願いします。
- 事務局員 続きまして、番号9番です。場所は3ページに位置図をつけております。大字戸内、寺尾集会所から山手に入り、土佐くろしお鉄道中村宿毛線沿い南側に広がる農地のうちの2筆になります。

贈与で、取得後は水稻を作るとの計画が出されております。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

説明は以上になります。

○議長 続きます、受付番号9番について、戸内地区担当の私の方から説明します。

○岩本委員 **【議案書をもとに9番朗読】**

先日、この件につきましては、申請者から田村委員の方へ代わりに聞いており僕の確認はありません。内容については田村委員からお願いします。

○田村委員 ●●さんは、高齢になり農業はしていません。毎年少しずつ名義を実の娘さんに移していて、婿さんに移したいところですが、何分にも（農地が）多いもので今回は娘さんにしたとの事です。よろしくお願いします。

○議長 事務局と委員より説明がありましたがご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決に入ります。議案第1号「農地法第3条許可申請審査の受付番号9番について」事務局と委員から報告があり、審議の結果、問題ないということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、「議案第1号受付番号9番」は、許可することに決しました。

○議長 続きます、議案第2号「農地法第5条許可申請について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは、議案第2号、農地法第5条許可申請審査についてご説明いたします。

受付番号14番。申請場所は、山奈町山田。議案書5ページの位置図を見ていただきたいと思います。山奈小学校の北側。426.00㎡。1筆。申請者は現在賃貸住宅に住み、子供も大きくなり手狭のため、市内から少し離れた静かな土地に住宅を建築しようとするものです。

農地転用に伴う、土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。一般住宅の建築に伴う農地の転用面積は426.00㎡となります。資金計画といたしましては、土地取得費300万円、建物建築費2,200万円、自己資金0万円、借入金が2,500万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号14番について、山田地区担当の小島委員をお願いします。

○小島委員 【議案書をもとに14番朗読】

事務局からの説明のとおりのお話で、市道を整備した際に併設して造成しております。また、周りが住宅化されており、排水や水道も整備され問題は無いと思いますので、よろしくをお願いします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしとすることですので、「議案第2号」1件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案書は6ページになります。今回6件全てが新規設定、そのうち5件は、農地中間管理機構との利用権設定になります。

はじめに番号39番。新規設定です。場所は大字平野、平野集会所から橋上方面へ100mほど進み、主要地方道宿毛津島線沿いに広がる農地のうちの1筆になります。

地目は田ですが、こちらでは牧草を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている(別紙調査書)と考えております。

続きまして、番号40番から44番までの利用権設定について、一括して説明させていただきたいと思えます。

今回の利用権設定の借主は全て「公益財団法人高知県農業公社」となっております。この高知県農業公社というのは、よく耳にする「農地中間管理機構」のことです。

中間管理事業については既にご承知のこととは思いますが、事業内容としましては、農地を所有者から一旦農地中間管理機構が借り、その後で、その中間管理機構が借主を探して貸すという、大きく言うと2つの流れからなる事業です。

農業委員会では、まず農地の所有者から管理機構へ貸すという際に利用権設定の審議をします。その後、機構が借主を決める際、農用地利用配分

計画と言いますが、その案を作成する際には、「農業委員会の意見を聴く」ということになっておりますので、その意見聴取があります。1回の総会でどちらも行おうということになっております。

まず、議案第3号として各所有者から機構へ農地を貸す利用権設定を審議していただき、後ほど8ページにあります議案第4号としまして配分計画案に対するご意見をお願いできればと思います。

それでは利用権設定の説明いたします。

今回申出のあった5件10筆のうち、受付番号40番から43番までは山奈町山田、残る受付番号44番については、山奈町芳奈の農地になります。11ページに位置図を付けておりますのであわせてご確認ください。

なお、貸借（たいしゃく）の期間は、いずれも平成29年10月10日から平成39年10月9日の10年間となっております。

いつもでしたら、委員の皆様方に、この借主は「農地全てを効率利用する人なのか」とか「必要な農作業に常時従事するのか」といった点のチェックをしていただくところですが、借り手が農地中間管理機構で、農地中間管理事業の実施による利用権設定をする時であれば、これらの要件には該当しなくても良いこととなっておりますので申し添えます。

以上のことから、事務局は、今回申出のあった全件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

今回の利用権設定の申出は以上になります。

○議長 続きます。受付番号39番について、橋上地区担当の濱田委員お願いします。

○濱田委員 【議案書をもとに39番朗読】

29日に現地に確認へ行きました。今までも牧草地となっていてもう10年近くになります。そのため●さんに貸すことになりました。●さんにも電話で確認し間違いありませんので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長 続きます。受付番号40番から43番について、山田地区担当の小島委員お願いします。

○小島委員 【議案書をもとに40番から43番まで朗読】

全員うちの近所の方ばかりなので、直接会って確認しました。個人で貸すという事より、機構を通じて貸す方が良いとの事でこういう事になりました。間違いありませんので、よろしくお願いします。

○議 長 続きます、受付番号44番について、芳奈地区担当の澤田委員
お願いします。

○澤田委員 【議案書をもとに44番朗読】
●●さんは、これまでにほとんど（機構へ）出したつもりでしたが、これだけ残っていました。これも（機構へ）出したいのでよろしくお願いします。

○議 長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかにご意見等ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決に入ります。議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」6件については、事務局と委員から報告があり、審議の結果、問題なしということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、議案第3号6件については、市に通知することに決しました。

(産業振興課 舛谷係長入室)

○議 長 続きます、議案第4号「宿毛市農用地利用配分計画案の意見聴取について」を議題といたします。

産業振興課 舛谷係長より議案の説明をお願いいたします。

○舩谷係長 農用地利用配分計画について説明します。
先程承認いただきました農用地利用計画について、農業公社が借り受けた農地を、受け手に配分する計画です。8ページをご覧ください。お手元にあります「(別紙)借受選定理由書」によりまして、受け手として応募されている農業経営体の中で、選定理由にある各項目でポイントが一番高い経営体を選定しています。

「(別記1号)農用地利用配分計画案」の左端のNo.で、1～8については、●●●●さんが適当であるとして、配分計画を作成しています。
また、9ページと10ページにつきまして、それぞれ、●●●●さんと●●●●さんが適当であるとして、配分計画を作成しています。

以上、農用地利用配分計画の説明です。ご審議をお願いします。

○議 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○小島代理 借受け希望者に問題がある訳ではないですが、この借受選定理由書のNo.1～8やNo.9、No.10は、何を指すのか。

○舩谷係長 基本的に貸付者の意向が反映されている事になります。様式第3号の番号40番から43番までが、8筆と1筆に分かれます。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第4号「宿毛市農用地利用配分計画案の意見聴取について」担当課舩谷係長より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしとすることですので、「議案第4号」3件は、市に答申することに決しました。

(産業振興課 舛谷係長退室)

○議長 続きまして、協議事項に入ります。
非農地の報告について、事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。
番号27番。申請場所、所在地山田、登記地目は田と畑の2筆。地図の方は13ページになります。場所は、山奈小学校の北側の土地で、約20年前より雑種地として使用し、現在に至っております。

続きまして、番号28番。申請場所、所在地橋上町平野。登記地目は畑。地図の方は14ページになります。場所は、平野地区の有料老人ホームたんぼぼを過ぎて県道から左折した山手の土地で、平成13年頃より公文建設の資材置場として使用、現在に至っております。

続きまして、番号29番。申請場所、所在地二ノ宮。登記地目は田1筆。地図の方は15ページになります。場所は、県道沿い平井の松田川沿いの土地で、平成元年に住宅、平成6年に倉庫を建築して使用し、現在に至っております。

以上3件につき、農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号27番について、山田地区担当の小島委員
お願いいたします。

○小島委員 【議案書をもとに受付番号27番朗読】

当人に確認しました。地積の0.15㎡については、20年ほど前に市道の改良工事を行いその時の残地としてあるものです。先程の5条許可申請地の隣地になります。農地への復帰は困難であることから、審議のほどよろしく
お願いします。

○議長 続きまして、受付番号28番について、橋上地区担当の濱田委員
お願いいたします。

- 濱田委員 【議案書をもとに受付番号28番朗読】
22日に確認しました。小さな山の中腹を切り開いた場所で、●●●●の資材を置いています。●さんは、体調を崩し療養中で言葉を上手く発せず、筆談での対応になりました。また、●さんの息子さんと娘さんに会い確認し農地への復帰は困難ですので、審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 続きます、受付番号29番について、二ノ宮地区担当の山本委員
お願いいたします。
- 山本委員 【議案書をもとに受付番号29番朗読】
家が既に建っており、農地への復帰は困難です。以上です。
- 議 長 事務局と委員から説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は
ございませんか。
- (審議中)
- 議 長 ほかにはございませんか。
- (「なし」との声あり)
- 議 長 それでは採決に入ります。非農地証明3件につきましては、審議の結果、
問題ないということで、適当と認め証明することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしということですので、非農地証明3件については、証明するこ
とに決しました。
- 議 長 続きます、事務局より報告事項があります。
- 事務局長 (県に送付した結果の報告について)
第792回宿毛市農業委員会総会で承認となり、県に意見を付して送付
した、農地法第5条申請(受付番号13号)について、県より許可の決定
がありましたので報告いたします。

○事務局員 (農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について)

先日の農業委員会研修会でも農業会議から説明がありましたが、改正農業委員会法が施行され、農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進」に重点的に取り組むこととなりました。

具体的には、「①遊休農地の発生防止・解消」、「②担い手への農地利用の集積・集約化」、「③新規参入の促進」が、農業委員会の必須事務となったところです。

また、これら農地利用の最適化の推進に関する目標とその実現のための方法について、「農地利用の最適化の推進に関する指針を定めるよう努めなければならない」こととなっております。

以上のことから、宿毛市農業委員会においても、「農地利用の最適化の推進に関する指針」を策定することとし、既に参考例が示されておりますので、まずは事務局にて案を準備、その後、総会にて委員の皆さまの審議のうえ、年内を目途に策定したく取り組みを進めて行きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(平成 29 年度永年勤続農業委員表彰候補者調書の提出について)

高知県農業会議から平成 29 年度永年勤続農業委員表彰について通知がありました。本日配布いたしました資料「永年勤続農業委員、農地利用最適化推進委員及び職員表彰内規」第 2 条（通算満 9 年以上務めた方）に基づき、宿毛市からは現職の委員 5 名（議席順に、田村委員、岩本委員、今津委員、小島委員、そして川島委員）と先の改選で退任された 4 名（黒岩さん、所谷さん、羽賀さん、細川壯さん）のあわせて 9 名を候補者として高知県農業会議に報告することとしております。

なお、表彰式は、11 月 10 日（金）に高知市で開催されます、後期会長・事務局長会議の席上行う予定です。詳細につきましては、分かり次第お知らせいたします。

事務局からは以上です。

○議長 ほか何かありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長　それでは以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これにて第793回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後2時45分時閉会

平成29年10月5日

会　長

農業委員

農業委員